

旭川医科大学医学部医学科同窓会 医学奨励賞に関する規約

平成11年8月21日
同窓会総会決定

(目的)

第1条 旭川医科大学医学部医学科同窓会（以下「本会」という。）は、医学の発展と奨励のために優秀な業績に対して本会医学奨励賞を贈呈する。

(種類及び対象)

- 第2条 本会医学奨励賞は、学術奨励賞と特別奨励賞の2種類とし、年間それぞれ1件以内とする。
- 2 学術奨励賞及び特別奨励賞は、本会正会員の個人若しくは正会員の所属する団体を対象とする。
 - 3 学術奨励賞は、研究者の独創的かつ発展性を有する研究を対象とする。
 - 4 特別奨励賞は、医師としての視点に立ち行われた社会性公共性を有する行為若しくは事業を対象とする。

(応募資格)

第3条 本会医学奨励賞への応募資格者は本会正会員とし、過去の同窓会費を完納していることを条件とする。

(応募方法及び期間)

- 第4条 本会医学奨励賞への応募は、自薦他薦を問わない。
- 2 応募者は、別に定める様式により申請書、履歴書、主要論文目録、推薦書（他薦の場合のみ）各3部を本会事務局に提出する。
 - 3 応募は、随時受け付けるが、応募期限は各年度とも12月末日とする。

(選考委員会)

- 第5条 選考委員会は、旭川医科大学長（以下「学長」という。）より推薦された選考委員（以下「委員」という。）5名及び本会常任幹事1名の計6名により組織する。
- 2 本会会長は、各年度毎に学長に村し、委員5名の推薦を依頼する。
 - 3 委員の推薦は、学長に一任することとし、応募者の所属長、出身講座の教授及び推薦者を選出しないことを条件とする。
 - 4 本会会長は、学長から推薦された委員5名を本会医学奨励賞選考委員として委嘱する。
 - 5 選考委員長は、委員の互選により選出する。
 - 6 選考委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(選考審査方法)

第6条 幹事会は応募案件を事前審査し、承認を得られたものを選考委員会に推薦する。選考委員会は、応募案件を審査し、各賞受賞にふさわしい案件を選考する。

- 2 選考委員長は、その年の選考結果と選考過程を本会会長へ報告する。
- 3 授賞の決定期限は、各年度の年度末日とする。
- 4 選考委員長は、選考過程と選考理由の概略を各年度の本会会誌に掲載する。

(授 賞)

第7条 受賞者には、本会会長より授賞式において表彰状及び副賞を贈呈する。

- 2 副賞は、学術奨励賞 20 万円、特別奨励賞 20 万円とする。
- 3 受賞者は、本会会誌に受賞業績に関する概要を掲載し、併せて授賞記念講演を行うこととする。なお、学術奨励賞については、その成果の公表を行うことを条件とする。

(規約の改正)

第8条 本規約に関する改正は、本会幹事会において行う。

附 則

この規約は、平成 11 年 8 月 21 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 13 年 9 月 10 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 17 年 4 月 20 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 23 年 6 月 29 日から施行し、平成 24 年度 (第 12 回) 受賞者から適用する。

附 則

この規約は、平成 30 年 6 月 26 日から施行する。

旭川医科大学医学部医学科 医学奨励賞募集要項

旭川医科大学医学部医学科同窓会は、創立 20 周年を迎えるにあたり医学奨励賞 (以下「本賞」という。) を設立致しました。本賞は、学術奨励賞と特別奨励賞の 2 賞からなり、それぞれの受賞候補者を募集致します。

募集は学内、学外並びに自薦、他薦を問いません。詳細は、同賞に関する規約を御参照下さい。

1. 応募資格者

応募資格者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 応募者は、旭川医科大学医学部医学科同窓会 (以下「本会」という。) の正会員であること。
- (2) 応募者は、過去の本会会費を完納している者であること。
- (3) 医学研究又は医療活動において、学術的あるいは社会的に顕著な業績を上げ、または著名な貢献をした個人あるいは団体であること。

2. 対象及び受賞者

対象は、次の各号に掲げる業績あるいは活動に該当するものとする。

- (1) 学術奨励賞は、研究者の独創的かつ発展性を有する研究を対象とする。将来的な研究計画あるいは応募者が過去に発行した筆頭著者である論文を対象とする。
- (2) 特別奨励賞は、医師としての視点に立ち行われた社会性公共性を有する行為若しくは事業を対

象とする。

- (3) 授賞者は、各賞1名あるいは1団体とする。

3. 応募方法及び期間

- (1) 応募は、「旭川医科大学医学部医学科同窓会医学奨励賞申請書」により応募すること。
同賞申請書は、同窓会事務局に請求すること。(同賞申請書の Word ファイルまたは PDF ファイルをダウンロードすることもできます。)
- (2) 論文での応募の場合は、同賞申請書と一緒に論文別冊3部(2部はコピーでも可)を添付すること。
- (3) 応募期限は、各年度の12月末日とする。

4. 受賞者の決定

- (1) 本会幹事会において受賞候補者を選考し、「旭川医科大学医学部医学科同窓会医学奨励賞選考委員会」にて決定する。
- (2) 授賞の決定は、各年度の年度末日とする。
- (3) 応募者には、採否の通知をする。
- (4) 選考課程及び選考理由の概略は、各年度の本国会誌に掲載される。

5. 授賞

- (1) 本賞受賞者には、授賞式において、表彰状及び副賞(学術奨励賞20万円、特別奨励賞20万円)を贈呈する。
- (2) 受賞者は、授賞式後に授賞記念講演を行うと共に、その年度の本国会誌に受賞業績に関する概要を掲載することとする。
なお、学術奨励賞については、その成果の公表を行うこととする。

6. 応募書類等請求及び問い合わせ先

〒078-8510

旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号

旭川医科大学医学部医学科同窓会事務局

TEL & FAX 0166-68-2234

Mail: mdosokai@asahikawa-med.ac.jp